

徳島県ふるさと水と土指導員設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、徳島県中山間ふるさと・水と土保全基金（以下「県基金」という。）事業の一環として委嘱される徳島県ふるさと水と土指導員（以下「指導員」という。）について必要な事項を定め、指導員の活動を通じて、県基金が目指す活力ある農村地域を実現することを目的とする。

(任命)

第2条 ふるさと・水と土保全対策運営委員会委員長は、市町村長の推薦に基づき、農村地域の活性化に理解と熱意を有し、地域の人望のある者を指導員に任命する。
2 市町村長が指導員を推薦する際には推薦調書（別紙様式1）によるものとする。

(役割)

第3条 指導員の主な役割は次のとおりとする。
(1) 県基金活動に関する調査・助言・協力
(2) 市町村ふるさと水と土基金活動への協力
(3) 地域活性化活動の状況を把握し、その推進・強化に努める
(4) 市町村ふるさと水と土基金委員会が選定する「ふるさと水と土推進員」への助言や指導

(研修)

第4条 県は指導員の資質の向上を図るため研修会を開催する。

(任期)

第5条 指導員の任期は3年間とする（任命日から起算して3年目の年度末まで）。ただし、再任を妨げない。

附 則

この要綱は平成16年6月11日から施行する。

この要綱は平成22年4月1日から施行する。

この要綱は平成27年5月1日から施行する。

この要綱は令和3年4月1日から施行する。

この要綱は令和4年4月1日から施行する。

別紙様式 1

番 号
年 月 日

ふるさと・水と土保全対策運営委員会委員長 殿
(徳島県農林水産部農山漁村振興課長)

市 町 村 長

徳島県ふるさと水と土指導員の推薦について

このことについて、徳島県ふるさと水と土指導員設置要綱第 2 条第 2 項により、
〇〇〇〇を徳島県ふるさと水と土指導員として推薦いたします。

徳島県ふるさと水と土指導員推薦調書

市町村名

フリガナ 氏名	
生年月日	年 月 日
住所	電話 — —
職業	
推薦理由	
特記事項 (職歴、地域 活動歴等)	

※推薦書に御記入いただいた個人情報は、他の目的には使用しません。

但し、氏名と住所（市町村名のみ）は、ふるさと水と土指導員一覧として、徳島の棚田ホームページ等に掲載いたしますので御了知ください。